

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第128号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)及び<u>高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。)</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(登録の変更)</u></p> <p>第3条 <u>法第8条第1項の申請は、高齢者円滑入居賃貸住宅登録事項変更登録申請書(様式第2号)により行わなければならない。</u></p> <p>(登録簿の閲覧)</p> <p>第4条 <u>省令第4条の規定により高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)</u>を一般の閲覧に供するため、<u>広域振興局土木部及び土木部土木センター(岩手土木センター及び千厩土木センターを除く。)</u>に<u>高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)</u>を設置する。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(登録の消除)</p> <p>第5条 <u>法第15条第1号の申請は、高齢者円滑入居賃貸住宅登録消除申請書(様式第3号)により行わなければならない。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第6条 <u>法第17条第2項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(登録簿の閲覧)</p> <p>第4条 <u>法第10条の規定によりサービス付き高齢者向け住宅登録簿(以下「登録簿」という。)</u>を一般の閲覧に供するため、<u>広域振興局土木部及び土木部土木センター(岩手土木センター及び千厩土木センターを除く。)</u>に<u>サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)</u>を設置する。</p> <p>2～7 [略]</p> <p><u>(廃業等の届出)</u></p> <p>第5条 <u>法第12条第1項又は第2項の規定による届出は、別に定める様式によるサービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書により行わなければならない。</u></p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第6条 <u>法第13条第1項第1号の申請は、別に定める様式によるサービス付き高齢者向け住宅登録抹消申請書により行わなければならない。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第7条 <u>法第28条第2項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>申請者が法人である場合</u>にあっては、<u>定款又は寄附行為及び登記事項証明書</u></p>

(2)～(7) [略]

(8) 法第18条第1号及び第2号に該当しない者であることを証する書類

(9) [略]

(名称等の変更の届出)

第7条 指定登録機関は、法第20条第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(登録事務規程の認可の申請)

第8条 指定登録機関は、法第22条第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る登録事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第22条第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(登録事務の休廃止の許可)

第9条 指定登録機関は、法第26条第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(終身賃貸事業の変更の認可)

第10条 法第60条第1項の認可を受けようとする者は、終身賃貸事業認可変更申請書(様式第4号)を局長に提出しなければならない。

(終身建物賃貸借の解約の申入れ)

第11条 法第62条第1項の承認を受けようとする者は、終身建物賃貸借解約承認申請書(様式第5号)を局長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第12条 法第71条第2項の規定による届出は、終身賃貸事業地位承継届出書(様式第6号)により行わなければならない。

2 法第71条第3項の規定に基づき地位の承継の承認を受けようとする者は、終身賃貸事業地位承継承認申請書(様式第7号)を局長に提出しなければならない。

(事業の廃止の届出)

第13条 法第74条第1項の届出は、終身賃貸事業廃止届出書(様式第8号)により行われなければならない。

(2)～(7) [略]

(8) 法第29条第1号及び第2号に該当しない者であることを証する書類

(9) [略]

(名称等の変更の届出)

第8条 指定登録機関は、法第31条第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(登録事務規程の認可の申請)

第9条 指定登録機関は、法第33条第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る登録事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第33条第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(登録事務の休廃止の許可)

第10条 指定登録機関は、法第37条第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(終身賃貸事業の変更の認可)

第11条 法第56条第1項の認可を受けようとする者は、別に定める様式による終身賃貸事業変更認可申請書を局長に提出しなければならない。

(終身建物賃貸借の解約の申入れ)

第12条 法第58条第1項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による終身建物賃貸借解約承認申請書を局長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第13条 法第67条第2項の規定による届出は、別に定める様式による終身賃貸事業地位承継届出書により行わなければならない。

2 法第67条第3項の規定に基づき地位の承継の承認を受けようとする者は、別に定める様式による終身賃貸事業地位承継承認申請書を局長に提出しなければならない。

(事業の廃止の届出)

第14条 法第70条第1項の規定による届出は、別に定める様式による終身賃貸事業廃止届出書により行われなければならない。

(書類の経由等) 第14条 [略]	(書類の経由等) 第15条 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第8号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成23年10月20日から施行する。
- 2 この規則による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。